

平成29年12月

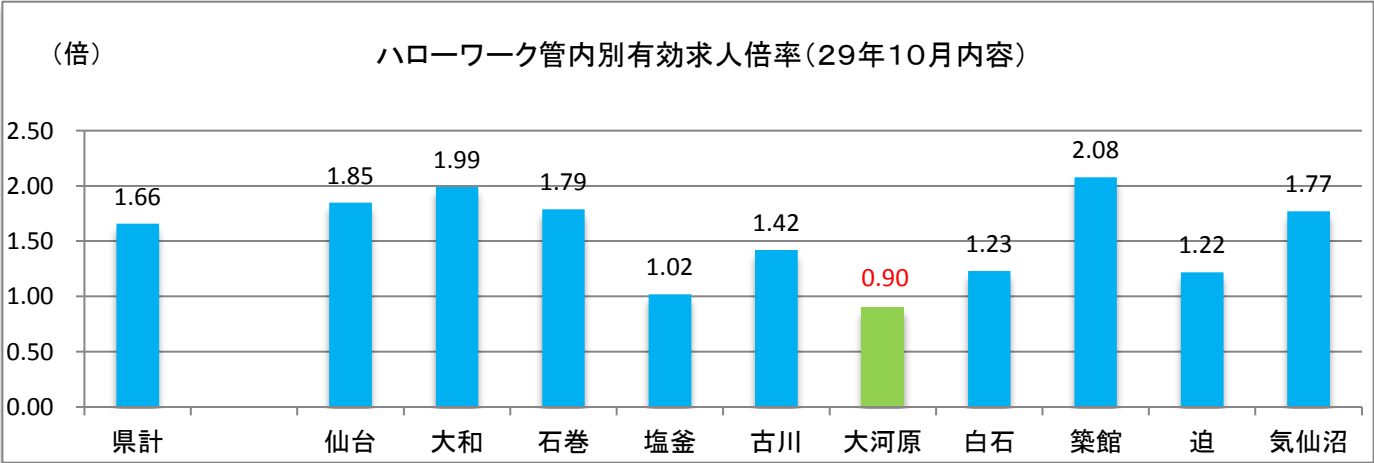
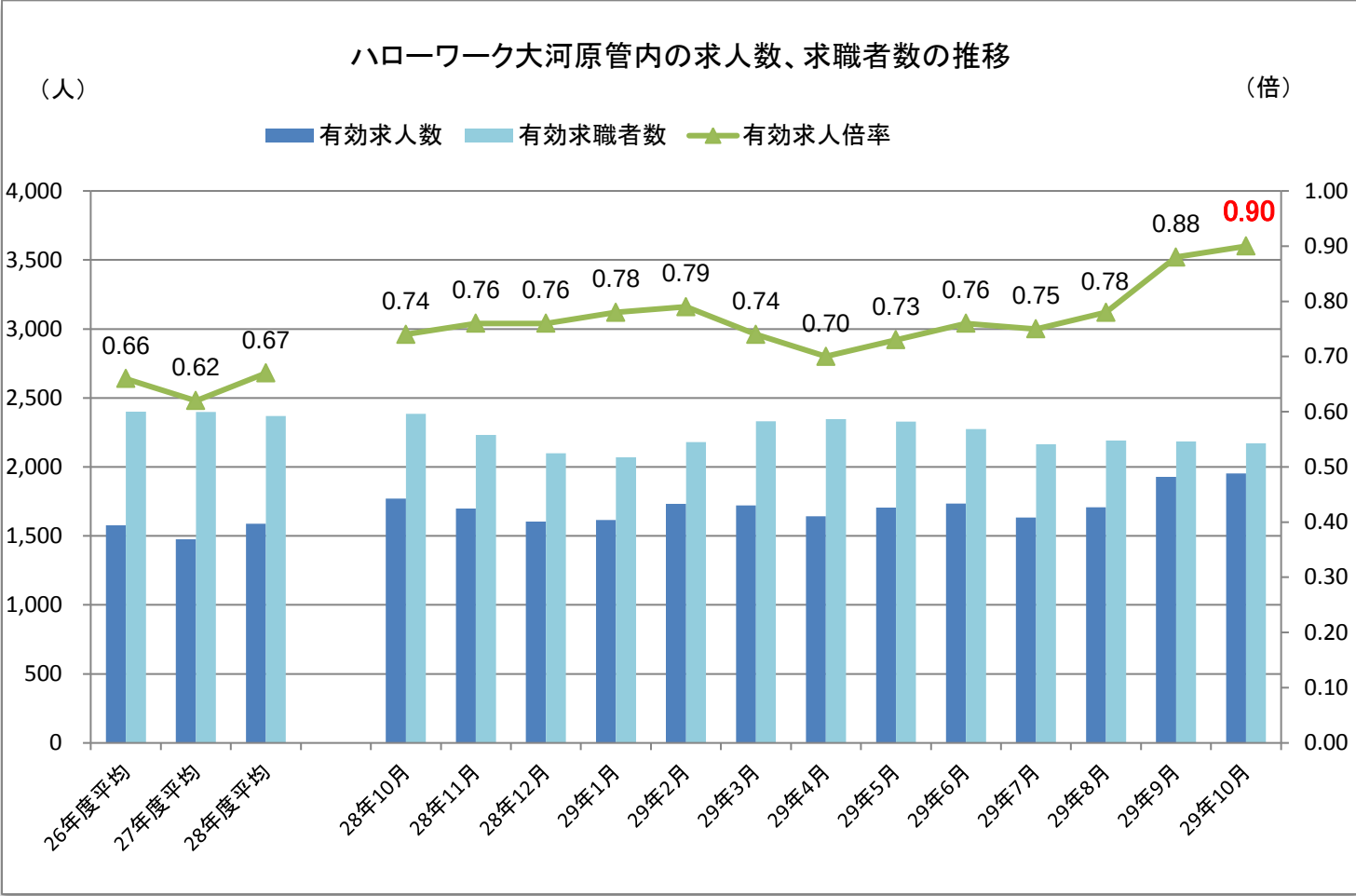
管内の雇用状況(平成29年10月内容)

有効求人倍率0.90倍

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

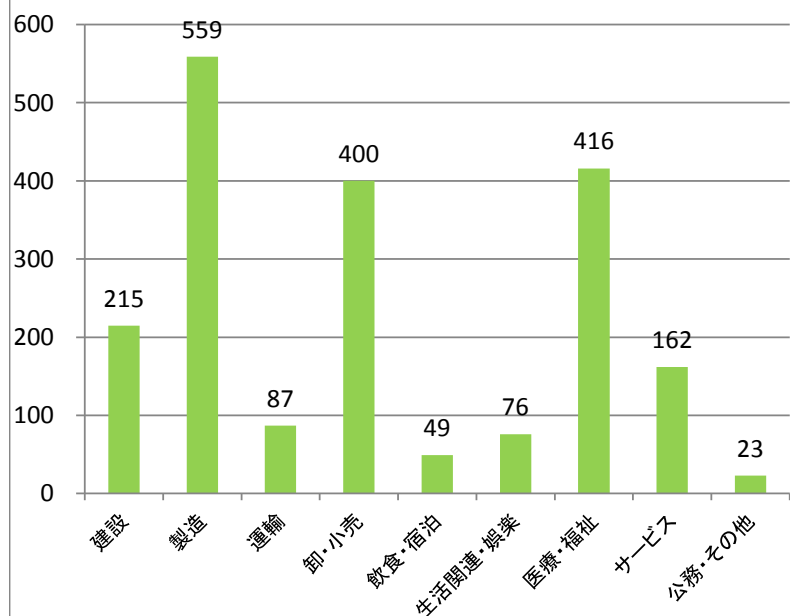
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

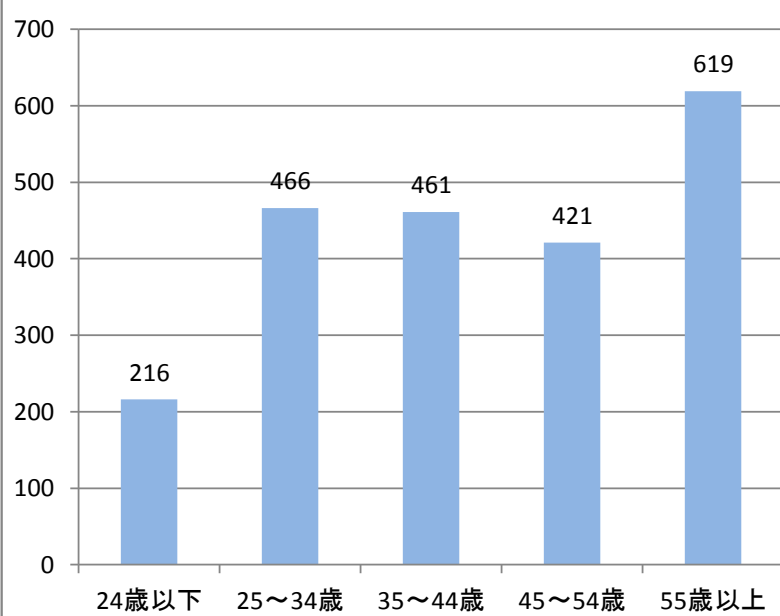
■ 29年8月～29年10月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

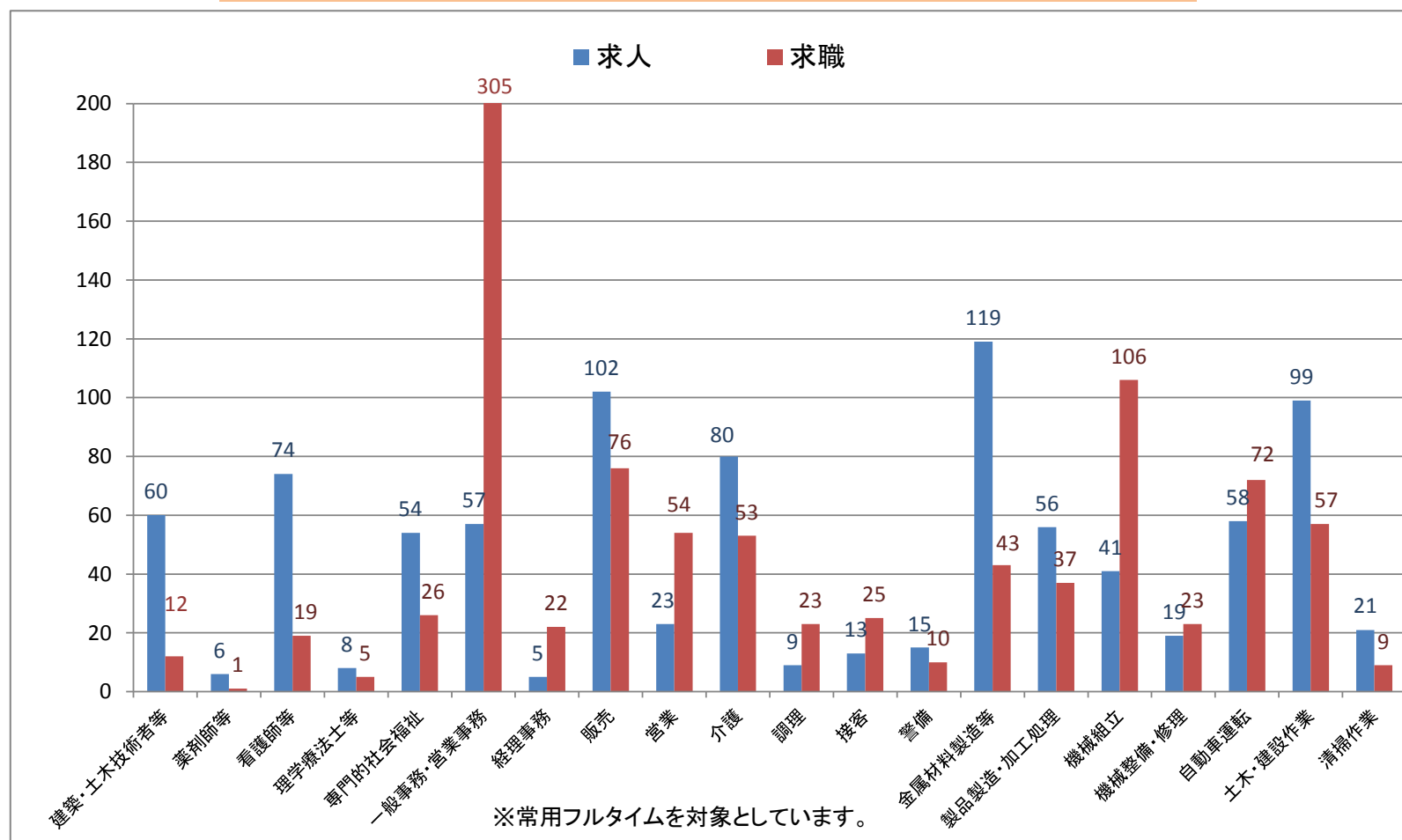
■ 29年8月～29年10月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【29年10月内容】



職業別新規求人賃金情報

【29年7月～9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	33	0	0	4	8	12	13	16	24
薬剤師等	4	0	0	0	0	1	1	2	4
看護師等	54	0	1	12	28	47	46	40	16
専門的・社会福祉の職業	36	0	4	19	20	15	7	3	1
一般事務員・営業事務員	54	7	35	34	22	12	5	4	3
経理事務員	4	0	2	3	3	1	1	1	0
販売員	48	1	8	27	23	24	7	19	18
営業員	17	1	2	6	8	11	9	8	5
介護の職業	41	1	15	30	30	20	5	0	0
調理の職業	6	0	3	4	4	1	1	1	0
接客の職業	8	0	2	3	6	3	1	0	0
警備員	2	0	1	1	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	76	0	16	51	49	40	24	20	12
製品製造・加工の職業	26	1	12	13	14	9	4	2	0
機械組立の職業	21	3	15	11	4	2	2	0	0
機械整備・修理の職業	15	2	3	10	11	10	9	5	2
自動車運転の職業	40	0	16	11	14	10	11	10	6
土木・建設の職業	50	2	5	13	24	37	34	27	23
電気工事の職業	10	0	0	4	8	8	6	7	5
清掃の職業	14	3	7	6	6	4	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【29年7月～9月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	213	176	192	223	233	222
専門・技術	278	169	221	367	310	267
事務	192	144	180	180	245	214
販売	209	*	189	202	232	*
サービス	183	163	155	193	185	210
警備	207	*	*	*	214	*
農林漁業	190	*	*	180	*	200
運輸	193	*	200	190	195	190
生産工程・労務	202	187	192	213	204	218

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生日
	772円	29.10.1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額 時間額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鉄鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	847円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	28.12.15
	872円		29.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	28.12.15
	819円		29.12.15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	815円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	28.12.15
	840円		29.12.15

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはなりません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。